

中小企業等経営強化法による固定資産税の特例について

八雲町では、町の認定を受けた「先端設備導入計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、該当する償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

根拠法令：地方税法附則第 15 条第 43 項

固定資産税特例の要件

対象者

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、常時使用する従業員数 1000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

【注意】

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業等経営強化法上の「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

対象資産

雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた年平均の投資利益率 5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された①から④の設備。

- ① 機械装置（160 万円以上）
- ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上）
- ③ 器具備品（30 万円以上）
- ④ 建物附属設備（償却資産として課税されるもの）（60 万円以上）

※ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

※ 中古資産でないこと

特例割合

賃上げの表明	資産の取得時期	特例期間	特例率
1.5%以上	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日	3 年間	1 / 2
3.0%以上	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日	5 年間	1 / 4

提出書類

償却資産申告書のご申告の際に、併せて以下の添付書類をご提出ください。

〈添付書類〉

- ① 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）及び認定書（写）
- ② 認定経営革新等支援機関による先端設備導入計画の事前確認書（写）
- ③ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画の確認書（写）
- ④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）

〈リース契約の場合〉

- ⑤ リース契約見積書（写）
- ⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写）